

入札説明事項

入札条件	
入札保証金	免除
入札者	本人（法人の場合は、代表者。入札参加資格登録時、支店長等で登録している場合は、その者。）
無効となる入札	<p>①本入札に参加する資格を有しない者のした入札</p> <p>②所定の日時及び場所に提出しない入札</p> <p>③入札者本人以外の入札（郵便入札のため、原則代理人による入札は認めない）</p> <p>④予定価格を超えた価格の入札（再度入札においては、直前の最低入札価格以上の入札）</p> <p>⑤連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札</p> <p>⑥同一の入札について、2以上の入札をした者の入札</p> <p>⑦同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札</p> <p>⑧金額を訂正した入札</p> <p>⑨金額の記載が不明確で判読不可能な入札</p> <p>⑩記名押印を欠く入札</p> <p>⑪誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札</p> <p>⑫前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札</p>
入札の回数	1回
入札の辞退	<p>入札日以前に辞退するときは、辞退届（※）を財務課に提出。</p> <p>※市長宛、様式自由。但し理由を記載すること。</p> <p>※正式な手続きをもって辞退した者は、これを理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。</p>
入札の中止	辞退等により、入札参加者が2に満たない場合は、入札を中止する。但し、開札の結果、応札者が2に満たないと判明した場合（入札中の辞退等）はこの限りでない。
入札書の提出	入札者は、設計図書等を熟覧のうえ、 総価 により入札すること。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額（税抜き額）を記載すること。
内訳書の提出	必須（指定様式）。入札時に提出がない場合は失格とする。
落札候補者の決定	本件は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定するため、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最も安価な価格を提示したものを落札候補者（第1位）とし、以下、安価な順に落札候補者の順位とする。なお、その際、同価での入札が複数あった場合は、くじにて順位を決定する。
落札者の決定	落札候補者（第1位）となった者は、入札公告に記載のとおり、期日までに審査資料を財務課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。
郵便入札の要領	詳細は、別紙の「郵便入札要領」のとおりとなるので、確認すること。

入札条件（制限付一般競争入札のみ）	
設計図書等の公開	入札公告に記載の期日に、設計図書等を本市財務課ホームページで公開しているので、必ずダウンロードすること。
契約条件	
契約保証金	交野市財務規則第93条の規定による。
契約書	本市所定のものによる。(案文は、財務課に備えつけてある。) 着工にあたり必要な書類は、契約締結後、担当職員の指示に従うこと。